

三朝町建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱の一部改正

別表第2（第3条、第4条、第10条関係）  
贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間（改正後）	期 間（改正前）
(贈賄)		
1 次の各号に掲げる者が本町の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。		逮捕又は公訴を知った日から
(1) 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）	24月以上36月以内	4か月以上12か月以内
(2) 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時建設工事等の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で、(1)に掲げる以外のもの（以下「一般役員等」という。）	18月以上36月以内	3か月以上9か月以内
(3) 有資格業者の使用人で、(2)に掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）	12月以上36月以内	2か月以上6か月以内
2 次の各号に掲げる者が町内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。		逮捕又は公訴を知った日から
(1) 代表役員等	12月以上36月以内	3か月以上9か月以内
(2) 一般役員等	9月以上36月以内	2か月以上6か月以内
(3) 使用人	6月以上36月以内	1か月以上3か月以内
3 次の各号に掲げる者が町の区域外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。		逮捕又は公訴を知った日から
(1) 代表役員等	6月以上12月以内	2か月以上6か月以内
(2) 一般役員等	3月以上12月以内	1か月以上3か月以内
(独占禁止法違反行為)		
4 町内において、業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	12月以上36月以内	当該認定をした日から 2か月以上9か月以内

措 置 要 件	期 間 (改正後)	期 間 (改正前)		
5 町工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	18月以上36月以内	当該認定をした日から3か月以上9か月以内		
6 町の区域外の他の公共機関の建設工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。 (談合)	6月以上36月以内	当該認定をした日から1か月以上9か月以内		
7 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(次号に掲げる場合を除く。)	6月以上36月以内	逮捕又は公訴を知った日から2か月以上12か月以内		
8 町工事等に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (暴力的不法行為等)	12月以上36月以内	逮捕又は公訴を知った日から3か月以上12か月以内		
9 有資格者等(その業務に関する行為を行う場合における、当該有資格者の代表役員等、一般役員等その他経営に事実上参加している者(以下「経営幹部」という。)を含む。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であることを知りながら、当該暴力団員について次に掲げる行為を行なったとき。	<div data-bbox="1379 879 1953 983" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">           ※暴力的不法行為等については、措置要件を含めて改正。(別紙のとおり)         </div>			
(1) 暴力団員を経営幹部とすること。			12月以上36月以内	
(2) 暴力団員を雇用すること。			6月以上36月以内	
(3) 暴力団員を代理人、受託者等として使用すること。			4月以上36月以内	
(4) 暴力団員が経営幹部となっている個人又は法人に建設工事を下請けさせること。			4月以上36月以内	
(5) 暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えること。			6月以上36月以内	
(6) 経営幹部が暴力団員と密接な交際をすること。			2月以上36月以内	
(7) 建設工事等において、暴力団員から不当介入を受けながら県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。			1月以上6月以内	

措置要件	期間（改正後）	期間（改正前）
<p>（不正又は不誠実な行為）</p> <p>10 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>11 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、建設工事等の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>12 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、不正行為等として特に重大と認められるとき。</p>	<p>1月以上12月以内</p> <p>1月以上9月以内</p> <p>その都度決定</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上12か月以内</p> <p>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</p> <p>その都度決定</p>

附 則

（施行期日）

1 この改正は、平成24年2月10日（以下「施行日」という。）から施行する。

（適用）

2 施行日以前に不正行為等を行なった者に対しては、なお、従前の例による。

「暴力的不法行為等」について

(別紙)

改 正 後		改 正 前	
(暴力的不法行為等)		(暴力的不法行為等)	当該認定をした日から
9 有資格者等（その業務に関する行為を行う場合における、当該有資格者の代表役員等、一般役員等その他経営に事実上参加している者（以下「経営幹部」という。）を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であることを知りながら、当該暴力団員について次に掲げる行為を行なったとき。		9 暴力的不法行為等で次の事項に該当したとき。	12 か月以上 24 か月以内
(1) 暴力団員を経営幹部とすること。	12月以上36月以内	1 代表役員等、一般役員等及び有資格業者の経営に事実上参加しているものが、集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。	
(2) 暴力団員を雇用すること。	6月以上36月以内	2 代表役員等及び一般役員等が、業務に関し、不正に財産上の利益を得るため、又は債務の履行を要求するために、暴力団関係者を使用したと認められるとき。	6か月以上24か月以内
(3) 暴力団員を代理人、受託者等として使用すること。	4月以上36月以内	3 代表役員等及び一般役員等が、暴力団関係者に対して、金銭、物品、その他財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。	2か月以上24か月以内
(4) 暴力団員が経営幹部となっている個人又は法人に建設工事を下請けさせること。	4月以上36月以内		
(5) 暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えること。	6月以上36月以内		
(6) 経営幹部が暴力団員と密接な交際をすること。	2月以上36月以内		
(7) 建設工事等において、暴力団員から不当介入を受けながら県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。	1月以上6月以内		